

国自総第271号

国自旅第118号

国自整第69号

平成18年9月15日

一部改正 令和2年11月27日

各地方運輸局自動車交通部長
関東・近畿運輸局自動車業務監査指導部長
各地方運輸局自動車技術安全部長
沖縄総合事務局運輸部長

殿

自動車局安全政策課長

自動車局旅客課長

自動車局整備課長

自家用有償旅客運送の監査方針の細部取扱いについて

自家用有償旅客運送の監査方針については、「自家用有償旅客運送の監査方針」（平成18年9月15日付け国自総第270号、国自旅第117号、国自整第68号）において示されたところであるが、その細部取扱いを下記のとおり定めたので適切な運用が図られるよう十分配慮されたい。

記

1. 監査等の種類及び対象

(1) 特別監査

- ① 運転者が明らかに第一当事者（最初に事故に関与した車両等の運転者のうち、当該事故における過失が最も重い者をいい、また、過失が同程

度の場合には人身損害程度が軽い者をいう。)と推定される死亡事故及び悪質違反(救護義務違反(ひき逃げ)、酒酔い運転、薬物等使用運転、妨害運転、無免許運転、酒気帯び運転、過労運転、大型自動車等無資格運転、無車検運行及び無保険運行をいう。以下同じ。)を伴う事故などで社会的に影響の大きな事故を引き起こした自家用有償旅客運送者(以下「運送者」という。)

- ② 運転者が悪質違反を犯した運送者
- ③ 監査の実施結果により、業務の改善についての呼び出し出頭及び改善の状況の報告を課した運送者であって、呼び出しの出頭を拒否した者、改善報告を行わない者又は報告内容が履行されず業務の改善が認められない者
- ④ 上記改善報告を行ったものの、その後1年間にさらに違反を繰り返す運送者

(2) 一般監査

- ① 事故、苦情又は法令違反が多いと認められる運送者
- ② 監査の実施結果により、業務の改善の状況の報告を課した運送者
- ③ その他特に必要と認められる運送者

2. 監査の実施方法

- (1) 特別監査は、原則として運送者の事務所において行うものとする。
- (2) 一般監査は、原則として運輸局等に運送者を呼び出して行うものとし、必要に応じ、運送者の事務所において行うことができるものとする。
なお、1.(2)②による一般監査は、行政処分等を行った日から原則として3月以内に改善報告書及び関係帳票類を持参させて行うものとする。

3. 監査の重点事項

一般監査については、監査対象に応じて以下の事項又は以下の事項のうち必要な項目から選択して実施することができるものとする。

- (1) 施設の遵守状況
 - ・ 路線又は運送の区域
 - ・ 事務所
 - ・ 自動車の数
 - ・ 自動車に関する標章の表示
 - ・ 自動車への登録証の備え付け
- (2) 対価の収受状況
- (3) 損害賠償責任保険(共済)の加入状況
- (4) 運行の管理の実施状況
 - ・ 運行管理の体制の整備(運行管理の責任者の選任、運行管理に係る規制の遵守)
 - ・ 運転者の健康状態の把握、疾病・疲労・飲酒等のある運転者の乗務禁

止

- ・ 安全な運転のための確認の実施・記録・記録の保存、乗務の記録・記録の保存
- ・ 運転者の要件に係る規制の遵守
- ・ 運転者台帳の作成・保存、運転者証の携行、運転者証の表示
- ・ 事故の記録・保存、自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）に基づく事故の報告、事故防止対策の実施

(5) 点検整備の実施状況

(6) 前回実施された監査等において特に改善を指示した事項の改善状況

附則（令和2年11月27日 国自安第131号、国自旅第290号、国自整第215号 一部改正）

改正後の通達は、令和2年11月27日から適用する。